

令和7年8月1日から使用できる 新しい **資格確認書** をお送りします

暫定的な運用が1年間延長することにより、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）の保有状況にかかわらず、全ての被保険者に資格確認書を交付します。

マイナ保険証もしくは、資格確認書により資格の確認を行ってください。

新しい資格確認書の有効期間は、**最長1年間（令和8年7月31日まで）**です。

7月まで 保険証（青竹色）

後期高齢者医療被保険者証

被保険者番号 01234567 有効期限 令和7年7月31日

住所 千代田区飯田橋三丁目5番1号

氏名 広域 花子

生年月日 昭和54年12月30日 性別 女

資格取得年月日 平成20年4月1日

発給期日 令和6年8月1日

交付年月日 令和6年8月1日

一部負担金の割合 1割

保険者番号 39131234

保険者名 東京都後期高齢者医療広域連合 公印

資格確認書（オレンジ色）

後期高齢者医療資格確認書

被保険者番号 01234567 有効期限 令和7年7月31日

住所 千代田区飯田橋三丁目5番1号

氏名 広域 花子

生年月日 昭和54年12月30日 性別 女

資格取得年月日 令和6年12月30日

交付年月日 令和6年12月30日

負担割合・発効期日 1割 令和6年12月30日

限度区分・発効期日

長期入院該当日

特定疾病区分・発効期日

保険者番号 39131234

保険者名 東京都後期高齢者医療広域連合 公印

※一部負担金の割合は、1割・2割・3割の3区分です。
※これは見本です。色味等がやや異なる場合があります。

8月から 資格確認書（藤色）

後期高齢者医療資格確認書

被保険者番号 01234567 有効期限 令和8年7月31日

住所 千代田区飯田橋三丁目5番1号

氏名 広域 花子

生年月日 昭和24年12月30日 性別 女

資格取得年月日 令和6年12月30日

交付年月日 令和7年8月1日

負担割合・発効期日 1割 令和6年12月30日

限度区分・発効期日

① 長期入院該当日

② 特定疾病区分・発効期日

保険者番号 39131234

保険者名 東京都後期高齢者医療広域連合 公印

任意記載事項の詳細（任意記載事項が無い方は空欄）

- ①一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の適用の区分、適用区分の発効期日、長期入院該当がある場合の該当日
- ②認定を受けた特定疾病を指す区分とその発効期日
区分A:人工透析が必要な慢性腎不全
区分B:先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）
区分C:血液凝固因子製剤の投与に起因する（血液製剤による）HIV感染症

■ 暫定的な運用について

後期高齢者医療制度では、マイナ保険証への円滑な移行に向けたデジタルとアナログの併用期間を確保するため、令和6年12月2日からマイナ保険証の保有状況にかかわらず「資格確認書」を交付しています（「資格情報のお知らせ」は交付しません）。この運用は、令和7年7月31日までの暫定的な運用とされていましたが、令和7年8月1日以降も1年間（令和8年7月31日まで）、延長されることとなりました。

裏面もご確認ください

資格の確認方法

次のいずれかの方法により、被保険者の資格の確認を行ってください。

資格確認書(マイナ保険証の保有状況にかかわらず交付します)

1. 一部負担金(自己負担)の割合は、1割・2割・3割の3区分です。毎年8月1日を基準に負担割合の判定のもととなる収入・所得が変わるため、**令和7年8月1日以降は一部負担金(自己負担)の割合が変更となる方がいます**ので、ご注意ください。
2. マイナ保険証利用により、オンライン資格確認等システムで被保険者資格を確認できる場合は、資格確認書の提示は不要となります。
3. マイナ保険証をお持ちの方も、以下の①、②に該当する場合は、申請により資格確認書の交付を受けることができます。ご希望の方にはお住まいの市区町村の担当窓口での申請をお願いしています。
 - ①マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
 - ②介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方

マイナ保険証

医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダーなどから資格の確認を行ってください。

※オンライン資格確認でマイナ保険証の読み取りができない場合は、**マイナ保険証と一緒に**被保険者が自身のスマートフォンで表示した「マイナポータル」の資格情報画面を提示することで受付可能となります。

※マイナンバーカードの有効期限は10年ですが、カードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です。有効期限までに更新できないまま受診しても、有効期限が切れてから3か月は健康保険証として利用可能です。

特定疾病療養受療証について

引き続き交付されます。

1. 有効期限はなく、更新はありません。
2. オンライン資格確認等システムにより特定疾病区分を確認できる場合は、特定疾病療養受療証の提示は不要となります。
3. 申請により、**特定疾病区分を記載した資格確認書を交付**することもできます。この場合、特定疾病療養受療証の提示は不要となります(特定疾病区分の詳細は表面の資格確認書をご参照ください)。

特定疾病療養受療証の見本 ▶

後期高齢者医療特定疾病療養受療証	
交付年月日 令和 7年 8月 1日	
特定疾病名	
被保険者番号	01234567
住所	東京都千代田区豊田三丁目5番1号
氏名	広城 花子
生年月日	昭和 5年12月30日
発給日	令和 7年 8月 1日
発給者番号	3911311234
発給者印	東京都後期高齢者医療広域連合(公印)

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)および限度額適用認定証(限度額認定証)は交付を終了しました。

お住まいの市区町村への申請により、限度額区分を記載した資格確認書を交付しています。

お問合せ先

東京都後期高齢者医療広域連合 お問合せセンター

TEL:0570-086-519 FAX:0570-086-075

発行 東京都後期高齢者医療広域連合